

令和 4年 4月12日

児童生徒の保護者の皆様へ

鳴門市教育委員会
教育長 三浦 克彦

令和4年度からの新型コロナウイルス感染症に係る 学校への連絡および登校の判断について(通知)

このたび、徳島県において、今後はオミクロン株の特徴を踏まえ、学校(幼稚園は除く。)において感染者が確認された場合でも、保健所による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は行われなことが決定されました。

この決定を踏まえ、令和4年度より当面の間、本市小・中学校では、新型コロナウイルス感染症に係る学校への連絡及び登校の判断を以下のとおりといたしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 学校にご連絡いただく内容

令和4年度より、新型コロナウイルス感染症に関連して、保護者の皆様より**学校にご連絡いただく内容**を、以下のとおりあらためることとします。

【これまで(～令和3年度)】

- (1) お子様の「感染」が判明した、あるいは「濃厚接触者」に特定された場合
- (2) お子様「PCR 検査を受ける」ことになった場合
- (3) 同居のご家族の「感染」が判明した、あるいは「濃厚接触者」に特定された場合

【これから(令和4年度～)】

- (1) お子様の「感染」が判明した、あるいは「濃厚接触者」に特定された場合

のみ、その事実が分かり次第、できる限り速やかに

○ **お子様が通学(園)している学校(園)** にご連絡ください。

なお、夜間・休日等で、学校(園)に電話がつかない場合は、

○ **鳴門市 教育委員会 学校教育課 088-686-8802** または

○ **「市相談窓口」夜間・休日連絡先**

(鳴門市役所 代表電話) 088-684-1111

にご連絡ください。

この場合でも、その後、学校からあらためてご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

2. お子様やきょうだいが関係する他の施設へのご連絡

○ お子様「放課後児童クラブ」等の施設を利用されている場合

○ きょうだい別の学校(園)や保育所・認定こども園等に通われている場合

については、それぞれの施設が事前に定めている取り決めに従い、それぞれの施設にご連絡ください。

3. お子様の登校を控えていただきたい事例

令和4年度からも、学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、お子様が以下の事例に該当する場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。(いずれの場合も、「出席停止」とし、欠席扱いとはなりません。)

○ お子様の「感染」が判明した、あるいは「濃厚接触者」に特定された場合

速やかに学校にご連絡のうえ、登校を控えてください。

○ お子様「体調不良(発熱・せきなど風邪のような症状)」の場合

お子様の体調回復に専念していただき、登校(園)は控えてください。

また、発熱などの症状により医療機関に受診・相談しようとする場合や、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合には、「かかりつけ医」に電話相談していただくか、「かかりつけ医」がなく、相談できる医療機関もない場合は、「受診・相談センター (0570-200-218) ※24時間対応」にお問い合わせください。

4. お子様「(濃厚)接触者」となった場合の注意事項

(1) 家庭内で感染者が出た場合などで、保健所により「濃厚接触者」に特定された児童生徒については、濃厚接触者として待機を求められている期間は「出席停止」とします。(欠席扱いとはなりません。)

待機期間は7日間とされていますが、4日目・5日目に抗原定性検査キットで陰性が確認された場合は、待機を解除することが可能とされていますので、登校を再開する場合は、学校へ連絡してください。

(2) 学校において、感染者と感染対策を行わずに飲食を共にするなどした児童生徒については、一定期間「出席停止」とします。(欠席扱いとはなりません。)

※出席停止の期間については、感染者との接触状況に応じて、学校から連絡します。

(3) 学校において、感染者の感染可能期間中(発症2日前～)に接触があった児童生徒は、感染者と最後に接触した日から一定期間(目安として7日間)、下記のような感染リスクの高い行動を控えるようにしてください。

- ・高齢者や基礎疾患を有する方など感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・そのような方々が多く入所・入院する高齢者・障がい者施設や医療機関への訪問
- ・不特定多数が集まる飲食や大規模イベントの参加

また、症状が出た場合には、速やかに医療機関を受診してください。

【問い合わせ先】 鳴門市 教育委員会 学校教育課 TEL:088-686-8802